

保険法における保険金受取人の権利

—その取得と放棄について—

日本生命 遠山 優治

1. はじめに

保険法では、生命保険契約の保険金受取人に関する規律が大きく見直されている。保険金受取人の変更については、契約締結時に留保した場合に限らず、保険契約者は保険金受取人の変更権を有するとしたこと（43 条 1 項）、保険金受取人変更の意思表示の相手方を保険者としたこと（43 条 2 項）、その通知が保険者に到達したときは通知の発信時にさかのぼって効力が生ずるとしたこと（43 条 3 項）、遺言による保険金受取人の変更を認めたこと（44 条）があげられる¹。

また、保険金受取人に関するその他の規律の見直しとして、生命保険契約は他人のためにも行うことができることを民法上当然のこととしたうえで（民法 537 条～539 条参照）²、保険金受取人は当然に生命保険契約の利益を享受するとしたこと（42 条）があげられる。

さらに、保険法では、介入権の規律（60 条～62 条）が新設されるなど、保険金受取人の権利の内容も変更されている。そのため、保険法における保険金受取人の権利をめぐる問題については、民法と保険法との関係を踏まえつつ、改めて検討する必要があると思われる³。

2. 民法における第三者のためにする契約

(1) 沿革

¹ 萩本修編著『一問一答保険法』177 頁（商事法務・2009 年）参照。

² 萩本編著・前掲注 1）40 頁（注）参照。

³ 他人のためにする生命保険契約につき民法との関係を含めて検討したものとして、大森忠夫「保険金受取人の法的地位」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』1 頁以下（有斐閣・1958 年）、同「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」同 71 頁以下、中村敏夫「他人のためにする生命保険契約論序説」『生命保険契約法の理論と実務』111 頁以下（保険毎日新聞社・1997 年）、同「他人のためにする生命保険契約の法的構成」同 235 頁以下、宮島司「他人のためにする生命保険契約」慶應大学法学研究 66 巻 12 号 91 頁以下（1993 年）などがある。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

現行民法の施行前に成立した明治 23 年民法（以下、旧民法という。）⁴は、第三者のためにする契約を、自己のためにする契約や諾約者に対する贈与の従たる条件であるときなどに制限し（323 条、324 条）、その場合にも、第三者が承諾しない間は自己のための契約としまたは他人に移転することができるとしていた（325 条）。旧民法はいわゆる「法典論争」の結果、現行民法の成立に伴い、施行されないまま廃止された⁵。

現行民法⁶は、場合を限定せずに第三者のためにする契約の成立を認め（537 条 1 項）、第三者の権利は第三者が債務者に対して受益の意思を表示した時に発生するとし（537 条 2 項）⁷、また、第三者の権利が発生した後は、契約当事者はこれを変更しまたは消滅させることができないとしている（538 条）。

(2) 第三者の権利に関する現行民法の解釈

① 第三者のためにする契約の意義

第三者のためにする契約とは、契約当事者が、自己の名において締結した契約によって、第三者に直接権利を取得させる契約をいい、その特質は、契約の内容の一部分につき第三者に直接権利を取得させるという点だけに存し、その他の点においては、当事者間に効果を生ずる普通の契約と異ならないとされる⁸。第三

⁴ 旧民法の規定はつぎのとおり。

第 323 条 要約者カ合意ニ付キ金銭ニ見積ルコトヲ得ヘキ正当ノ利益ヲ有セサルトキハ其合意ハ原因ナキ為メ無効ナリ

2 第三者ノ利益ノ為メニ要約ヲ為シ且之ニ過怠約款ヲ加ヘサルトキハ其要約ハ之ヲ要約者ニ於テ金銭ニ見積ルコトヲ得ヘキ利益ヲ有セサルモノト看做ス

3 然レトモ第三者ノ利益ニ於ケル要約ハ要約者カ自己ノ為メ為シタル要約ノ従タリ又ハ諾約者ニ為シタル贈与ノ従タル条件ナルトキハ有効ナリ

4 右二箇ノ場合ニ於テ従タル条件ノ履行ヲ得サルトキハ要約者ハ単ニ合意ノ解除訴権又ハ過怠約款ノ履行訴権ヲ行フコトヲ得

第 324 条 主タリ又ハ従タル要約ハ常ニ要約者ノ相続人ノ利益ノ為メニ之ヲ為スコトヲ得

2 主タリ又ハ従タル諾約ハ諾約者ノ相続人ノ負担トシテ之ヲ為スコトヲ得

第 325 条 前二条ノ場合ニ於テ第三者又ハ相続人ノ利益ノ為メニ為シタル要約ハ受益者ノ之ヲ承諾セサル間ハ要約者ハ自己ノ利益ノ為メニ之ヲ廃罷シ又ハ之ヲ他人ニ移転スルコトヲ得

⁵ 経緯につき、小柳春一郎「民法典の誕生」広中俊雄＝星野英一編『民法典の百年 I』3 頁以下（有斐閣・1998 年）参照。

⁶ 現行民法（明治 31 年 7 月 16 日施行）の規定は、平成 16 年改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）により現代語化されているが、内容は変更されていない。

⁷ 利益といえども意思に反しては強いられない趣旨とされる（我妻栄『債権各論上巻』122 頁（岩波書店・1954 年）参照）。

⁸ 谷口知平＝五十嵐清編『新版注釈民法(13)債権(4)』補訂版 696 頁〔中馬義直・新堂明子〕（有斐閣・2006 年）、我妻・前掲注 7）117 頁参照。ただし、生命保険契約は、保険事故発生までは保険契約者が当然に保険契約の処分権を有するものとされ（約款による任意解約権、保険法 54 条の任意解除権）、保険契約者の

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

者は必ずしも契約締結時に現存することを要せず、また、特定していなくても、特定しうるものであればよい⁹。

②権利の取得

現行民法は、第三者の権利はその第三者が債務者に対して契約の利益を享受する意思表示した時に発生するとしており（537 条 2 項）、この受益の意思表示は第三者の権利の発生要件であり、契約の成立要件ではないとするのが通説であるとされる¹⁰。判例はこの規定を強行規定とするが、学説では、受益の意思表示をまたずに当然に権利を取得すると定める特約を有効とするのが多数説であるとされる¹¹。第三者の受益の意思表示により第三者の権利が発生した後は、契約当事者はこれを変更し、または消滅させることができない（538 条）。この規定の反対解釈として、第三者が受益の意思表示をなすまでは、契約当事者は、第三者の取得すべき権利の内容を変更しまたは消滅させることができる¹²。

③権利の内容

第三者の取得する権利の内容は当事者間の契約によって決まる。通常は債権であるが、それは負担付の債権でもよく、また、第三者の債務を免除する契約も含まれる¹³。また、契約当事者があらかじめ、第三者の権利取得後においてもその権利を変更しまたは消滅させることができることを留保したときは、第三者の権利はそのような制限のあるものとして発生する¹⁴。

④権利の放棄等

第三者が受益の意思表示を拒絶し、またはこれをいったんして権利を取得したが後でその権利を放棄しても、当事者間の契約で第三者の権利取得が不可欠の目

解約返戻金請求権と保険金受取人の（抽象的）保険金請求権が選択的な関係にある点で一般の契約とは異なっており、その結果、第三者の受益後における第三者の権利の具体化ないし確定という特有の問題を生じている。

⁹ 谷口＝五十嵐編・前掲注 8) 780 頁〔中馬・新堂〕、我妻・前掲注 7) 120～121 頁参照。

¹⁰ 谷口＝五十嵐編・前掲注 8) 780 頁〔中馬・新堂〕、我妻・前掲注 7) 121 頁参照。

¹¹ 谷口＝五十嵐編・前掲注 8) 781 頁〔中馬・新堂〕参照。なお、我妻・前掲注 7) 121～122 頁は、このような特約を無効とする。

¹² 谷口＝五十嵐編・前掲注 8) 789 頁〔中馬・新堂〕、我妻・前掲注 7) 123 頁参照。

¹³ 谷口＝五十嵐編・前掲注 8) 699 頁、780 頁、784 頁〔中馬・新堂〕、我妻・前掲注 7) 118 頁、120 頁、123 頁参照。

¹⁴ 谷口＝五十嵐編・前掲注 8) 789 頁〔中馬・新堂〕参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

的と定められた場合を除き、要約者の諾約者に対する第三者に給付すべきことを請求する権利は消滅せず、諾約者が現実になした給付を第三者が受領しないときにはじめて、諾約者の第三者に給付をなすべき債務は消滅する。しかし、この場合も、契約自体が失効するものと即断することはできず、契約の趣旨によっては、要約者自身に対して履行すべきこと、または要約者が指定した別の第三者に対して履行すべきことを請求する権利を保有する場合がある¹⁵。

3. 第三者（他人）のためにする生命保険契約

(1) 明治 23 年商法（以下、旧商法という。）¹⁶¹⁷

旧商法は、保険契約に関する総則を設け、保険契約を「保険者が被保険者から保険料を受け取り、被保険者に対し被保険物の喪失または損害を賠償する義務を負う契約」¹⁸と定義していた（625 条）。保険を付することができる危険には、火災、地震等のほか死亡、身体上の災害もあげられたが（626 条、677 条）、保険契約の締結には被保険利益が必要とされた（627 条）。生命保険については、自己の生命または他人の生命について財産上の利益がある場合に付保が認められ、

¹⁵ 谷口=五十嵐編・前掲注 8) 786~787 頁〔中馬・新堂〕、我妻・前掲注 7) 126 頁参照。後者の例として、改正前商法 675 条が挙げられている。

¹⁶ 旧商法の規定はつぎのとおり。

第 1 節 総則

第 625 条 保険契約ハ保険者カ保険料ヲ受ケテ或ル物ニ関シ或ル時間ニ於テ不測又ハ不確定ノ事故ニ因リテ生スルコト有ル可キ喪失又ハ損害ニ付キ被保険者ニ賠償ヲ為ス義務ヲ負フ契約タリ

第 626 条 保険スルコトヲ得ヘキ危険ハ主トシテ火災、地震、暴風雨其他ノ天災、陸海運送ノ危険死亡及ヒ身体上ノ災害ナリ然レトモ其他ノ危険ニ対スル保険ハ此カ為メニ妨ケララルコト無シ

2・3 (略)

第 627 条 所有権、債権其他ノ権利名義又ハ権利関係ニ基因スル財産上ノ利益ニシテ此ニ関スル危険ノ起生ニ因リ被保険者ニ直接ニ損害ヲ加フ可キモノハ保険ニ付スルコトヲ得ル利益トス

2 (略)

第 5 節 生命保険、病傷保険及ヒ年金保険

第 677 条 人ノ生命又ハ健康ハ終身其他或ル期間中之ヲ保険ニ付スルコトヲ得

第 678 条 何人ニテモ自己ノ生命若クハ健康ヲ保険ニ付スルコトヲ得又保険ニ付セントスル時ニ於テ他人ノ生命若クハ健康ニ付キ財産上ノ利益ヲ有スル者ハ其他人ノ生命若クハ健康ヲ保険ニ付スルコトヲ得

2 配偶者、兄弟姉妹、尊属親及ヒ卑属親ノ生命若クハ健康ニ関スル相互ノ利益ニ付テハ証拠ヲ挙クルコトヲ要セス

第 681 条 他人ノ生命又ハ健康ハ其人ノ為メ又ハ第三者ノ為メ契約上ノ義務ニ依リテ之ヲ保険ニ付スルコトヲ得

¹⁷ 保険契約に関する旧商法の規定は明治 31 年 7 月 1 日に施行され、明治 32 年商法の施行（明治 32 年 6 月 16 日）に伴い廃止された。

¹⁸ 磯部四郎『商法積義』巻之三 2567 頁（長島書房・1890 年、復刻版 1996 年）、長谷川喬『商法正義』第五卷 3 頁（新法注釈会出版・1892 年、復刻版 1995 年）参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

配偶者、兄弟姉妹、尊属親および卑属親には相互に被保険利益が認められた（678 条）。また、他人の生命に財産上の利益がなくても、被用者の遺族補償など、契約上の義務によって他人の生命をその人または第三者のために保険に付すことは認められた（681 条）¹⁹。

(2) 明治 32 年商法（以下、新商法という。）²⁰

新商法は、旧商法のような総則規定を置かず、損害保険と生命保険とを分けて規定した。損害保険については、保険契約は他人のためにもすることができ（401 条）、委任を受けない他人のためにする保険契約について、保険者にその旨を告げたときは、被保険者は当然に契約の利益を享受するもの（402 条）とされた。これらの規定は、保険法制定に伴い改正される前の商法（以下、改正前商法という。）まで引き継がれている（647 条、648 条）。

一方、生命保険については、旧商法の利益主義を改め、親族主義を採用した（428 条）²¹。その結果、他人のためにする生命保険契約は、保険金受取人を親族とする場合に限って認められることとなった。なお、損害保険に関する規定に

¹⁹ 旧商法では、「被保険者」を基本的に現在の損害保険契約における「保険契約者かつ被保険者」の意味で使っていたようである。この点に関し、旧商法は「被保険者」という用語の統一を欠き、法文の意義をあいまいにしていたことから、新商法では、保険契約の相手方を「保険契約者」、付保の対象を「被保険者」、保険契約者、被保険者または契約により保険金を受け取るべき権利を有する第三者を「保険金額ヲ受取ルヘキ者」としたとされている（八尾書店『商法修正案参考書』360 頁（1898 年）参照）。

²⁰ 新商法の規定はつぎのとおり。

第 1 節 損害保険

第 401 条 保険契約ハ他人ノ為メニモ之ヲ為スコトヲ得此場合ニ於テハ保険契約者ハ保険者ニ対シ保険料ヲ支払フ義務ヲ負フ

第 402 条 保険契約者カ委任ヲ受ケシテ他人ノ為メニ契約ヲ為シタル場合ニ於テ其旨ヲ保険者ニ告ケサルトキハ其契約ハ無効トス若シ之ヲ告ケタルトキハ被保険者ハ当然其契約ノ利益ヲ享受ス

第 2 節 生命保険

第 428 条 保険金額ヲ受取ルヘキ者ハ被保険者其ノ相続人又ハ親族ナルコトヲ要ス

2 保険契約ニ因リテ生シタル権利ハ被保険者ノ親族ニ限り之ヲ譲受クルコトヲ得

3 保険金額ヲ受取ルヘキ者カ死亡シタルトキ又ハ被保険者ト保険金額ヲ受取ルヘキ者トノ親族関係カ止ミタルトキハ保険契約者ハ更ニ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ定メ又ハ被保険者ノ為メニ積立タル金額ノ払戻ヲ請求スルコトヲ得

4 保険契約者カ前項ニ定メタル権利ヲ行ハスシテ死亡シタルトキハ被保険者ヲ以テ保険金額ヲ受取ルヘキ者トス

第 433 条 （略）、第 399 条乃至第 401 条、第 403 条第 1 項、（略）ノ規定ハ生命保険ニ之ヲ準用ス

2 （略）

²¹ 親族主義を採用した理由として、生命保険のうちの多数が自己または近親者を被保険者とするものであり、財産上の利益があつて契約するものではないことや、利益主義では保険詐欺が頻繁に行われる弊害があることがあげられた（八尾書店・前掲注 19）360～361 頁参照）。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

について、他人のためにする保険契約に関する 401 条は生命保険に準用されたが、利益の享受に関する 402 条は生命保険には準用されなかった（433 条）²²。

(3) 明治 4 4 年改正商法²³

新商法は明治 4 4 年に改正され、生命保険について、親族主義を同意主義に改めるとともに（428 条）、保険金受取人は当然に利益を享受すること（428 条の 2）、受取人先死亡に関する規定（428 条の 3）、保険金受取人変更の対抗要件に関する規定（428 条の 4）が追加された。これらの規定は、改正前商法まで引き継がれている（674 条～677 条）。

428 条の 2 の趣旨として、改正前は、保険金受取人が直ちに利益を享受するのか、受益の意思表示をしたときから利益を享受するのか明らかでないため²⁴、その点について、保険金受取人は契約締結と同時に保険契約による権利を取得するが、保険契約者が反対の意思表示をした場合には、それに従うことを明らかにし、また、その反対の意思は主として保険金受取人を変更する権利を留保する場合であると考へ、この権利の留保は保険契約者の一身に専属するものであるため、保険契約者が死亡したときは保険金受取人の権利は確定するものとしたとしている²⁵。また、428 条の 4 の趣旨として、428 条の 2 により保険契約者は契約後においても保険金受取人を指定又は変更することができる場合があり、この権利は保険契約者の権利であって保険者の同意は不要だが、その旨の通知をしたときにはじめて保険者に対抗できることとしたとしている²⁶。

(4) 保険法²⁷

²² 八尾書店・前掲注 19) 365 頁は、損害保険の規定で生命保険の性質に反しないものは、ことごとく生命保険に準用したとしている。

²³ 明治 4 4 年改正商法（明治 44 年 10 月 1 日施行）の規定は、昭和 1 3 年改正により条番号が繰り下げられたが、内容は、保険法により規律が見直されるまで、変更されていない。

²⁴ なお、大審院大正 5 年 7 月 5 日判決民録 22 卷 1336 頁は、明治 4 4 年改正前の商法には生命保険に関し民法 537 条の適用を排除する規定がないことから、保険金受取人が第三者であるときは、その権利は民法に從い、受益の意思表示をした時に発生し、かつ確定するとした。

²⁵ 法律新聞社編纂『改正商法理由』増補 4 版 377 頁、379～380 頁（1912 年）参照。ここでは、「別段ノ意思」は保険金受取人を変更する権利の留保に限られず、また、「保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示」として保険者の同意を要しないことから、保険契約者の一方的意思表示で第三者が権利を取得するための条件を付加できると考えられていたようである（同 377 頁、大森・前掲注 3）5 頁参照）。

²⁶ 法律新聞社編・前掲注 25) 380～381 頁参照。

²⁷ 保険法の見直しに関する中間試案では、第三者のためにする契約の一種であることを明確にするために、学説上いわゆる「他人のためにする保険契約」を「第三者のためにする保険契約」とし（法務省民事局参事

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

保険法では、第三者のために生命保険契約を締結することができることを民法上当然のこととして改正前商法（683 条 1 項、647 条）に相当する規定を設けず²⁸、一方、保険金受取人は当然に生命保険契約の利益を享受するとする規律を維持している（42 条）。

保険金受取人の変更については、長期間にわたる保険契約の存続期間中に保険契約者と保険金受取人との関係について事情変更があった場合にも保険契約者の意思をできるだけ尊重する観点から、契約締結時に権利を留保していた場合に限らず、保険契約者は、保険事故が発生するまでは保険金受取人の変更をすることができるとしている（43 条 1 項）²⁹。

また、保険契約者が死亡したとしても保険料支払義務等の保険契約者の地位はその相続人に承継されるので、保険金受取人の変更権だけ相続人に承継されないとするのは相当ではないとして、保険契約者が保険金受取人の変更をしないまま死亡した場合に保険金受取人の権利が確定するとしていた改正前商法 675 条 2 項に相当する規定を設けず、保険契約者が保険事故の発生前に死亡した場合には、その地位を承継した相続人が保険金受取人の変更権を有するものとした³⁰。

5. 改正前商法の解釈

(1) 権利の取得

他人のためにする生命保険契約（683 条 1 項、647 条）は、民法上一般に認められる第三者のためにする契約の一種であり³¹、保険金受取人の権利取得はこの法理により説明される³²。ただし、民法上は第三者の権利取得のために当該第三者の受益の意思表示が必要とされているのに対し（537 条 2 項）、改正前商法は、保険金受取人が第三者であるときは当然に保険契約の利益を享受するとしている

官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」19 頁（2007 年）参照）、保険法 42 条のタイトルも「第三者のためにする生命保険契約」とされている。

²⁸ 萩本編著・前掲注 1) 40 頁(注)参照。

²⁹ 萩本編著・前掲注 1) 179 頁参照。

³⁰ 萩本編著・前掲注 1) 179 頁(注)参照。

³¹ 中西正明『生命保険法入門』186 頁（有斐閣・2006 年）、山下友信『保険法』487 頁（有斐閣・2005 年）、西島梅治『保険法』第三版 329 頁（悠々社・1998 年）、大森忠夫『保険法』補訂版 277 頁（有斐閣・1985 年）参照。

³² 大森・前掲注 31) 100 頁、277 頁参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

(675 条 1 項本文)。そのため、契約当事者ではない第三者が保険金受取人として指定されると、保険金受取人は受益の意思表示をすることなく直ちに保険事故発生を停止条件とする抽象的な保険金請求権を取得する³³。そして、民法に従えば、保険金受取人に権利が発生した以上、契約当事者はその同意なしにこれを変更または消滅させることはできないが (538 条)、生命保険契約は長期にわたる契約であり、契約当初の諸事情の変更により、保険契約者に保険金受取人を変更したいというニーズが生じうる一方、保険者は、モラル・リスクの懸念はあるものの、保険金受取人の変更について特段の利害関係をもたないのが通常であることから、改正前商法では、保険契約者が別段の意思を表示した場合にはその意思に従うこととし、また、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保したときは、保険契約者はその一方的意思表示によって保険金受取人を指定・変更することができることとした (675 条 1 項ただし書き、677 条)³⁴。また、保険事故の発生により保険契約者の保険契約に関する処分権は消滅するため、保険契約者が保険金受取人を変更することができるのは、保険事故発生前であるとされている³⁵。したがって、民法との関係では、675 条 1 項本文は民法 537 条 2 項の特則³⁶、675 条 1 項ただし書きおよび 677 条は民法 538 条の特則と考えることができる³⁷。

(2) 権利の内容

³³ 権利取得の時期は、契約締結時に保険金受取人を指定したときは契約締結の時、契約締結後に指定したときは指定の時とされる (中西・前掲注 31) 186 頁、西島・前掲注 31) 329 頁、大森・前掲注 31) 274 頁参照)。契約締結時に保険金受取人の指定がないときは、自己のためにする生命保険契約と解されることから (山下・前掲注 31) 490 頁、西島・前掲注 31) 327 頁、大森・前掲注 31) 273 頁参照)、この場合、保険金受取人が指定されるまでは、保険契約者が権利を有するものと考えられる。

³⁴ 中西・前掲注 31) 193~194 頁、山下・前掲注 31) 495 頁、508 頁、西島・前掲注 31) 27 頁、331 頁、大森・前掲注 31) 101 頁、277 頁参照。

³⁵ 山本哲生「保険金受取人の指定・変更」甘利公人=山本哲生編『保険法の論点と展望』260 頁 (商事法務・2009 年)、中西・前掲注 31) 194 頁、山下・前掲注 31) 498~499 頁、大森・前掲注 3) 23 頁注 33、松本丞治『保険法』250 頁 (中央大学・1915 年) 参照。なお、西島・前掲注 31) 371 頁は、被保険者の死亡によって保険契約者の保険契約に対する処分権が消滅するので保険金受取人の権利が確定的なものとなるとし、松本・同 250 頁は、保険金受取人は保険事故の発生によりその特定金額の支払を請求する権利を確定的に取得するをもって指定変更権は当然に消滅に帰するとする一方、山下友信「保険金受取人の指定・変更」『現代の生命・傷害保険法』36 頁 (弘文堂・1999 年) は、保険事故発生の後には保険契約者といえどもはや変更することはできないが、これは保険金受取人が保険金請求権を取得したことによる権利状態を確定させる必要があるためとしており、その説明は必ずしも同じではない。

³⁶ 山下・前掲注 31) 262 頁、487~488 頁参照。

³⁷ 山下・前掲注 31) 496~497 頁、大森・前掲注 3) 73~75 頁参照。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

保険金受取人が取得する権利は、原則として保険金請求権に限られる³⁸。改正前商法は、保険事故発生前の保険金請求権についてその処分可能性を前提としており（674 条 2 項）、保険事故発生前の保険金請求権は、保険事故の発生を停止条件とする抽象的なものではあるが、権利性が認められる。また、保険金受取人の債権者は保険事故発生前の抽象的な保険金請求権を差し押えることができる³⁹。保険契約者により保険金受取人の変更権が留保されている場合、保険金受取人の保険金請求権はより不安定なものとなるが、それでも、保険事故発生前の抽象的な保険金請求権に権利性が認められる点に変わりはない⁴⁰。

(3) 権利の放棄

保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受するが、これを放棄することもできる（683 条 1 項で生命保険に準用される 652 条ただし書き参照）。この場合、保険事故発生前の抽象的な保険金請求権を放棄した場合に、保険金受取人の指定のない契約として自己のためにする保険契約となる点については概ね争いが無いが、保険事故発生後の具体化した保険金請求権を放棄した場合については、保険金請求権が確定的に消滅とする見解と遡って自己のためにする保険契約となる見解の、大きく 2 つに分かれている⁴²。前述のとおり、第三者のためにする契約における第三者の権利の放棄について、民法の解釈によれば、第三者が

³⁸ 中西・前掲注 31) 186～187 頁、山下・前掲注 31) 510 頁、西島・前掲注 31) 329～330 頁、大森・前掲注 31) 275 頁参照。

³⁹ 山下・前掲注 31) 542 頁、西島・前掲注 31) 372 頁、大森・前掲注 31) 306 頁参照。

⁴⁰ 中西・前掲注 31) 234～235 頁、山下・前掲注 31) 509～510 頁、541～542 頁、西島・前掲注 31) 372 頁、大森・前掲注 31) 306 頁参照。

⁴¹ なお、保険金請求権の内容は保険契約の定めるところに従い、また、保険契約に関する諸事情によって影響を受ける（中西・前掲注 31) 187～188 頁、大森・前掲注 31) 275 頁参照）。

⁴² 詳しくは、笹本幸祐「生命保険契約の保険金受取人の権利取得と放棄」奥島孝康＝宮島司編『商法の歴史と論理』327 頁以下（新青出版・2005 年）、広瀬裕樹「保険金受取人が放棄した保険金請求権の帰趨」法政論集 190 号 355 頁以下（2001 年）、山下典孝「保険金受取人による保険金請求権の放棄再考」法学新報 107 巻 11・12 号 591 頁以下（2001 年）参照。前者として、大阪高裁平成 11 年 12 月 21 日判決（金融・商事判例 1084 号 44 頁（2000 年））およびその原審である京都地裁平成 11 年 3 月 1 日判決（金融・商事判例 1064 号 40 頁（1999 年））、西原慎治「保険金受取人による保険金請求権の放棄」法学研究 74 巻 7 号 155 頁以下（2001 年）（ただし、保険事故発生前の放棄でも、自己のためにする保険契約とはならないとする。）、竹濱修「被保険者死亡後の保険金受取人による保険金請求権」文研保険事例研究会レポート 153 号 1 頁以下（2000 年）、出口正義「被保険者死亡後保険金受取人の保険金請求権の放棄の意義」損害保険研究 61 巻 4 号 152 頁以下（2000 年）、後者として、山下（友）・前掲注 31) 509 頁注 152）、笹本・同、広瀬・同、山下（典）・同、中西正明「追加説明」文研保険事例研究会レポート 153 号 4 頁（2000 年）、中村敏夫「保険金受取人の受益の拒絶」前掲注 3) 193 頁以下がある。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

いったん受益の意思表示をして権利を取得した後にその権利を放棄した場合でも、諾約者が現実になした給付につき第三者が受領を拒絶してはじめて、諾約者の第三者に給付をなすべき債務は消滅するが、この場合でも、契約の趣旨によっては、契約自体は失効せず、要約者自身または要約者が指定した別の第三者に対して履行すべきことを請求する権利を保有する場合があるとされる。この点、保険事故発生後の具体化した保険金請求権の放棄について、前者の見解は、保険事故発生により具体的な金銭債権たる保険金請求権を確定的に取得したと解する以上、これを奪うような解釈は容易ではないなどととす一方、後者の見解は、もともと保険金受取人指定は、保険金受取人が権利を放棄する場合には、保険契約者を保険金受取人とする趣旨で保険金受取人の指定を行っているなどとしており、前者は、保険事故発生により保険契約者の保険契約に対する処分権が消滅し、保険金請求権の帰属が確定する点を重視するもの、後者は、保険契約者の意思を重視するものと考えられる。

保険事故の発生によって、保険金請求権とは両立しない保険契約者の解約（返戻金請求）権が具体化しないことは確定するが、あわせて保険契約者が留保した保険金受取人の変更権が消滅することについての説明は、更に検討を要するようと思われるし、また、民法の解釈や改正前商法の法文に鑑みれば、後者の見解のほうが改正前商法の趣旨に沿ったアプローチをしているとも考えられるが、後者の見解が、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合には、保険事故発生後であっても、保険契約者を保険金受取人とするのが保険金受取人指定の趣旨であるとする点は、かなりの擬制であるように思われる⁴³⁴⁴。

⁴³ 一般に、死亡保険の加入目的は被保険者死亡時の遺族保障であり、保険契約者は被保険者死亡時の保険金受取人に保険金を受け取らせる意思であると考えられる。例えば、夫は、自分が死亡した場合の妻の生活保障のため、自己を被保険者、妻を保険金受取人として死亡保険に加入する。この場合、通常、夫は妻が保険金請求権を放棄することは想定していないし、また、離婚などの結果、元妻が保険金請求権を放棄するかもしれないといったケースが生じたとしても、その場合、夫は、保険金を相続財産とするより、子など生活保障が必要な他の者を保険金受取人として考えるのではないと思われる。保険金請求権が放棄されるケースとして、離婚後再婚した元妻が「前の夫の死亡保険金など欲しくない」場合や、保険金受取人が多額の負債を負っており、保険金請求権を放棄して債権者の追及の対象とならないものに保険金を受け取らせる場合などがあるとされるが（注 42）の京都地裁判決に関する金融・商事判例のコメント欄参照）、前者の場合、保険契約者は保険金受取人を変更することができるし、後者は、保険契約者の意思とは無関係の保険金受取人の事情にすぎない。

6. 保険法の解釈

(1) 権利の取得

保険法では、第三者のためにする保険契約に関する一般的な規律と解されていることから、保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受するという改正前商法 675 条 1 項本文の規律を維持している（42 条）⁴⁵。民法 537 条 2 項については強行規定か任意規定かについて争いがあるが、保険法 42 条は、保険金受取人に不利な特約を無効とする片面的強行規定とされている（49 条）。この規定が片面的強行規定とされた趣旨は必ずしも明らかではないが⁴⁶、その趣旨は、生命保険契約の特性から、民法の特則として保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受するとした以上、特約により民法の一般原則どおり受益の意思表示を必要とすることを許さない（保険金受取人に不利な特約となる）という点にあり⁴⁷、「片面的」強行規定としたのは、公の秩序に関する規定ではないという程度の意味を持つにすぎないと考えられる⁴⁸。

一方、保険金受取人の変更については、保険契約は長期間にわたる継続的な契約であることが多く、その存続期間中に保険契約者と保険金受取人との関係について事情変更が生ずることが想定されることから、保険契約者の意思をできるだけ尊重すべきとして、契約締結時に権利を留保していた場合に限らず、保険契約者に保険者に対する一方的意思表示による変更を認めている（43 条）⁴⁹⁵⁰。この

⁴⁴ なお、保険事故発生後の保険金請求権の放棄の効果として、保険金受取人指定時に遡って自己のためにする契約となるとする場合、例えば、保険金受取人の債権者が保険事故発生後に具体化した保険金請求権を差し押さえた場合にも、遡って自己のためにする契約となり、当該差押えは空振りとなるのかといった点について、問題が残るように思われる（なお、民法学説には、第三者による利益の放棄に遡及効を認めることはできないとするものがある（我妻・前掲注 7）122 頁参照）。

⁴⁵ 法務省民事局参事官室・前掲注 27）19 頁参照。この規定の趣旨として、保険事故が発生した後に受益の意思表示をすることができるか疑義があるためなどとしている（同 20 頁参照）。

⁴⁶ 保険法の見直しに関する要綱案（第 1 次案）では「強行規定とすることで、どうか」とされていたが、第 2 次案で片面的強行規定に改められた。

⁴⁷ 山下友信＝米山高生編『保険法解説』352 頁〔萩本修・嶋寺基〕（有斐閣・2010 年）参照。

⁴⁸ したがって、片面的強行規定とされたことは、必ずしも保険金受取人に有利な特約の可能性を示すものではないと考えられる。

⁴⁹ 萩本編著・前掲注 1）179 頁参照。

⁵⁰ なお、43 条 2 項に関し、保険金受取人を誰にするかは生命保険契約にとって最も重要な要素の一つであることから、その変更の意思表示についても契約当事者である保険者を相手方とするのが簡明であり自然であるとされている（萩本編著・前掲注 1）181 頁参照）。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

ことは、42 条により保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受し、その結果、保険金受取人の権利は確定する（民法 538 条）という原則に対し、特則を置く趣旨であると考えられる。保険金受取人変更ができる時期は、改正前商法の解釈を踏まえ、保険事故が発生するまでとされている⁵¹。

保険金受取人は当然に保険契約の利益を享受する一方、保険契約者は保険金受取人を変更することができるという点について、保険法、改正前商法いずれも保険契約者の意思を尊重する趣旨に違いはない。しかし、改正前商法では、民法の一般原則に対し商法で特則を定めるが、契約当事者が異なる意思を表示したときはその意思に従うという、第三者の権利内容は当事者間の契約によって決まるとする民法の解釈に沿った規定の仕方をしていたのに対し⁵²、保険法では、事情の変更により保険金受取人を変更するニーズが生じうるという保険契約者の一般的な意思を推定し、保険契約者は保険事故が発生するまでは保険金受取人を変更することができるという、生命保険契約における一般原則を直接に法定したものと考えることができる。このような規律のあり方の変更は、結果として、改正前商法では、保険金請求権について、保険契約者の意思により保険金受取人変更権の留保以外の条件を付加することを認める余地があったのに対し、保険法では、法律上、保険事故発生前の保険金受取人の変更のみを認めたという意味をも有するものと考えられる。

(2) 権利の内容

保険金受取人が取得する権利として保険金請求権があげられる点は、改正前商法と変わらない。また、モラル・リスクや賭博保険の防止等の趣旨から改正前商法が保険金請求権の譲渡について被保険者同意を必要としていた規律を維持する

⁵¹ 法務省民事局参事官室・前掲注 27) 78 頁参照。保険法 43 条は任意規定とされるが、それは、保険金受取人の変更権を一定の範囲の者への変更に限定したり、保険者の同意を要件としたりすることに合理性が認められる場合もあることが理由とされており（萩本編著・前掲注 1) 179 頁参照）、保険事故発生後の保険金受取人変更を認める特約を想定したものではないと思われる。

⁵² ただし、生命保険法制研究会（第二次）『生命保険契約法改正試案（2005 年確定版）理由書・疾病保険契約法試案（2005 年確定版）理由書』63 頁は、改正前商法 675 条 1 項ただし書きは同項本文の例外を規定するものではなく、同項は 1 つの項において 2 つの違った問題を規定しているとする。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

とともに、保険金請求権への質権設定についても、被保険者同意を効力発生要件として規定している（47 条）⁵³。

また、保険法では、解約返戻金請求権の差押債権者等が保険契約を解除しようとした場合に、保険金受取人が保険契約を継続することができる制度（いわゆる介入権）が新設され、強行規定とされている⁵⁴。介入権の対象は保険料積立金のある死亡保険契約であり、その行使には一定の要件が必要とされ（60 条）、また、生死混合保険の生存保険金受取人に介入権が認められるか否かについては争いがあるが⁵⁵、その権利性が否定されることはないと考えられる⁵⁶。

(3) 権利の放棄

保険法においても、改正前商法とかわらず、保険金受取人はその権利を放棄することができると考えられる⁵⁷。保険事故発生前に保険金請求権が放棄された場合には、改正前商法の解釈とかわらず、当該保険契約は自己のためにする保険契約となると考えられる。しかし、保険法 42 条の規定が片面的強行規定とされたこと、保険金受取人の変更ができるのは「保険事故が発生するまで」とされる（43 条）など、保険事故発生時に保険金請求権の帰属が確定すると考えられること⁵⁸⁵⁹、保険法では保険金請求権の放棄およびその効果に関する特段の規定が設けられていないことから、保険事故発生後に保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合には、保険金請求権は消滅すると考えられる。ただし、介入権につい

⁵³ 萩本編著・前掲注 1) 190 頁参照。

⁵⁴ 介入権の詳細につき、山下＝米山編・前掲注 47) 611 頁以下〔萩本修・嶋寺基〕、高山崇彦「保険金受取人の介入権」甘利＝山本編・前掲注 35) 295 頁以下、萩本編著・前掲注 1) 201 頁以下参照。

⁵⁵ 養老保険の満期保険金受取人に介入権を認めるものとして、高山・前掲注 54) 297～298 頁、死亡保険金受取人のみを介入権者とするものとして、山下＝米山編・前掲注 47) 625 頁〔萩本・嶋寺〕、萩本編著・前掲注 1) 202 頁(注)参照。

⁵⁶ 山下＝米山編・前掲注 47) 281 頁注 1) 〔山野嘉朗〕参照。

⁵⁷ ただし、保険金受取人がその権利を放棄した場合に関する改正前商法 652 条ただし書き（683 条 1 項で生命保険に準用）に相当する規定は、保険法では設けられていない（萩本編著・前掲注 1) 213～214 頁参照）。

⁵⁸ 保険金受取人の死亡に関する規定でも「保険事故の発生前に死亡したとき」とされており（46 条）、保険事故発生後の保険金受取人の死亡等は相続に関する規律などで処理されるものと考えられる。

⁵⁹ 保険法では、たとえ契約締結時に保険金受取人が「指定」されていなくとも、保険事故が発生すれば保険者は誰かに対しては保険金を支払わなければならない、その意味で、保険金受取人は常にいることができるため、契約締結時に保険金受取人は契約において定められ、契約締結後はすべて保険金受取人の「変更」になるものとして整理し、保険金受取人の「変更」のみ規定したとされており（萩本編著・前掲注 1) 177 頁(注 1)参照）、このことから、「指定の撤回」も「保険金受取人の変更」となるとされる（山下＝米山編・前掲注 47) 309～310 頁〔山野〕参照）。これによれば、保険契約者の意思として保険金請求権が放棄されたときは保険契約者が保険金受取人となると解する場合には、それも「保険金受取人の変更」となり、それは 43 条により保険事故発生前に限られることになると考えられる。

【創立 70 周年記念大会】

第 III セッション

レジュメ：遠山 優治

ては、差押債権者等が保険契約を解除しようとして介入権が具体化したときにそれを行使しないことはできるが、介入権を具体化する前に放棄することは、規定の趣旨・性質に鑑み、許されないと考えられる⁶⁰。

7. おわりに

本稿では、保険法における保険金受取人の権利、特にその取得と放棄について、検討した。保険法では、従来解釈に委ねられていた点が明文化され、安定した保険実務の運営に資することが期待される。保険金請求権の放棄については、保険金請求権の消滅という結論によっても保険会社の利得を許すものではないことは当然であり、保険会社としても、保険契約者のニーズに応じた契約内容となるよう常に配慮し、実務対応につとめることが必要である。

以 上

⁶⁰ 民法 146 条（時効の利益の放棄）参照。